平成２４年（フ）第９６１号
神奈川県大和市福田５丁目22番地２　アカデミックホーム103号
債務者　平間　祐樹（旧姓兼次）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１５号
横浜市瀬谷区本郷２丁目７番地３　レジデンス瀬谷101
債務者　尾形美由紀
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０２２号
横浜市磯子区田中２丁目13番９号
債務者　櫻木　武士
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４２号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目５番18―301号
債務者　中原　慶吾
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６７号
横浜市港北区日吉本町３丁目36番14号　ファミーユ岩間201号
債務者　箱石美加子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０６８号
神奈川県大和市下鶴間60番地７　ファンタジアつきみ野102
債務者　飯濱　孝志
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条１丁目９番６号
債務者　嶋村　リエ（旧姓関野）
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３号
北海道旭川市春光２条７丁目１番32号
債務者　小林　　徹
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６６号
北海道旭川市忠和２条５丁目１番16号
債務者　藤渡登美子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
北海道旭川市豊岡２条４丁目６番22号　７号豊岡マンション７号室
債務者　近藤　慶和
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月１日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９９６号
横浜市鶴見区朝日町２丁目89番地　パークハイツ鶴見316号
債務者　仲田　正彦
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０１１号
横浜市緑区鴨居町2481番地　串田ハイツ202
債務者　筒井　夏子
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４１号
神奈川県海老名市望地２丁目14番５―205号
債務者　大桑　義英
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８４５号
大阪市淀川区新北野３丁目13番18―520号
債務者　田畑　富和
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７号
滋賀県彦根市中藪町664―44　ＮＩＮＥ　ＢＯＸ８号室、住民票上の住所岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原1586番地の115
債務者　西村　健二
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午前10時30分
大津地方裁判所彦根支部